

書評

西岡力編『朝鮮人戦時労働の実態』を読んで考えたこと

伊藤 隆（東京大学名誉教授）

西岡力氏の編著の本書は、氏の2019年の『でっちあげの徴用工問題』を発展させたものと思われる。今回本書を拝読し、その後のご努力に強い感銘を受けたが、書評という形で書くことは難しく、上記のようなタイトルで、拝読して「考えたこと」という形で書かせて頂く事にした。

2018年に韓国大法院が日本の朝鮮統治をそもそも「不法」とし、そこで行われた「不法」行為に対する慰謝料は、1965年の日韓基本条約等で清算された請求権に含まれないとして、新日鉄を訴えた朝鮮労働者に勝訴の判決を下したことが大きな衝撃を与えたが、この問題について本格的な研究をしてこられたのが、西岡力氏であり、本書での西岡氏の論は強い説得力を持っている。

本書を拝読して、この問題が孕む問題が多面にわたる事を知り、衝撃を受けた。私はこの問題について、本腰を入れて講究してこなかったのである。それでそれについて今回、私の考えたことを以下述べて行きたい。

第一に、朝鮮人「戦時労働者」（西岡氏のいう募集・官斡旋・徴用による戦時動員の）は1939年の国家総動員法に基づく「朝鮮人内地移送計画」によって実行されたというが、この計画の実施担当官庁は厚生省であったのだろう。担当した官僚が何か回想を書いているだろうかと思ったが、今のところみつけれなかった。さてその計画に基づいて内地に移送された朝鮮人の数は、西岡氏によれば約60万人であったという。それに対して同じ時期の自発渡航者が180万にのぼったという。後者、高い賃金を求めて内地に向かっての雪崩のような人の流れ（既に1938年末の内地の韓国人人口は約80万人）もあり、終戦時の在日朝鮮人人口は約200万人であったという。いずれにしても大量の朝鮮人が、戦時に内地で生産に貢献したのである。

既に徴兵、徴用などの動員によって労働人口が著しく減少し、労働力を求めていた内地は、それらがまだ施行されていなかった朝鮮人にとって、魅力的であったのであろう。日本政府はこの人の流れに対して1934年、「朝鮮人移住対策の件」（閣議決定）により厳格な渡航制限を実施していたというが、その流れを抑えることは出来なかったという事であろうか。制限があるというのに、それとは逆に「比較的人気がないが戦争遂行のために必要な炭鉱、金属鉱山などに動員しようとした政策」が「朝鮮人内地移送計画」であったという。しかも動員された朝鮮人労働者のうち約四割が、二年の契約を終える前に逃亡して、より好条件の職場に移動したという。どうもいまいちスッキリと理解する事が出来ない。統制が厳しいと言われたこの時期に、予想した計画があまりにも機能しなかったという事の理由が。

「炭鉱、金属鉱山などに」動員することが目的であったというが、後述の和田衛氏の論文で挙げられている「日本での裁判」として取り上げられている事例を見ると、それに該

当しないものばかりであることに気づく。これはどういうことであろうか。気になるところである。

総力戦の戦時総動員に各国が「植民地」をも含んでいたことは、木村幹氏の「総力戦体制期の朝鮮半島に対する一考察—人的動員を中心に—」という論考（『日韓歴史共同研究報告書』所収、2005年）で指摘されている。このことは、第二次世界大戦期の日本の労働動員を考察する時も念頭に置くべきことであろう。世界中で戦後平和条約等で決着がついた後も、日韓類似の事態が起きているのであろうか。聞いたことがないが、あるとしたら比較研究が必要であろう。またやや飛躍するが、世界の戦時総動員が戦後の全世界的な植民地独立と関わっている、と考えることが出来るのではないだろうかと思像する。最終的に敗者となった日本の場合は、勝者によって「植民地」と切り離されたということで、その「植民地」朝鮮との関係は特殊な面があるが、広く第二次大戦後の「植民地」独立という文脈の中で考える必要があろう。その後の日韓関係、朝鮮半島との関係を考える上で必要な、と考えた。

次に「朝鮮人内地移送計画」ということで、朝鮮での労働動員がそれに限られたのかと思われたが、巻末の史料10に、韓国国務総理直属の「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会」の調査を報告しているが、2016年解散に当たっての報告書で、「強制動員が確認された日本企業」のリストを発表している。それによると、日本地域1257社、朝鮮半島地域1144社が確認されているという。さすれば、動員は半島内でも行われたことが確認できる。委員会は、朝鮮半島のそれについて「強制動員被害者」認定をせず、個人補償の対象にもしていないという。この差別の意味するものは何であろうか。敗戦後、朝鮮半島の日系企業は占領軍（南は米軍、北はソ連軍）に接收され、最終的には南北の政権に引き渡されたと考えられるが、そのせいであろうか。半島内の日系企業の多くは北にあり、手が出ないということであろうか。

長谷亮介氏の「朝鮮人戦時労働者の労働現場の実態—『強制連行』と『奴隷労働』は歴史的事実か?」は、実態について史料に基づいて検証したもので、「強制」主張者は、「戦時中に日本が朝鮮人の人権を踏みにじったかのような資料のみを参照し、『強制連行』と『奴隷労働』に都合が悪い資料はことごとく切り捨ててきた」と結論している。和田衛氏の「日本での徴用工裁判と韓国大法院判決」の中の「朝鮮人強制連行・強制労働訴訟の日本での裁判」で示された事実認定を含めて、証言などの内容も長谷氏のものと共に、実態に近づくものであろう。ただ、現在では当事者の証言を得ることは不可能であろうが、厚生省を中心に官庁文書、朝鮮総督府文書（かなり残されているが自由に閲覧することが可能かどうか不明）、関係者の個人文書を引き出し、徹底的に実態を明らかにすることが可能ではないかと思ひ、それが重要かと思われるのである。

勝岡寛次氏の「朝鮮人・中国人『強制連行』運動史」は、私にとって最も教えられるものであった。この発端になった朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』が、1960年5月号掲載の「戦時下における中国人強制連行の記録」に触発されて、日韓基本条約等調印の直前に書かれ、条約等に反対すべく刊行されたものという。

氏の論のタイトルも示すように、韓国人強制労働訴訟は中国のそれと密接に関係しているようだが、その関連は定かではない。ただ中国は、様々な方法で日本からの資金を獲得しているように見える。触れられている中帰連、そして『三光』のような存在は朝鮮

には存在しないのである。

1972年には朝鮮総連と日本人による尾崎陸（日弁連の人権擁護委員長）を団長とする「朝鮮人強制連行真相調査団」が結成されている。朴も朝鮮総連のメンバーであり、調査団は「朝鮮総連主導のフロント組織」であった。1980年の吉田清治の「証言」は慰安婦問題との関連で報じられたが、彼が初めて証言したのは徴用による朝鮮人「強制連行」であり、実行者側の証言として、重視された。その後90年代の運動の中心になったのは「朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流集会」（亡くなる迄朴も出席していた）、さらにその後2000年代に入って「強制動員真相究明ネットワーク」という組織に引き継がれている。朴の弟子と自負する山田昭次は、1990年以降「労働者、軍人、軍属、『従軍慰安婦』として強制連行された本人や遺族による戦後補償訴訟も次々と起こされた…これらの訴訟は、先生によってはじめられ、蓄積されてきた朝鮮人強制連行研究が、私たち日本人歴史研究者の法廷証言・裁判所への意見書提出や弁護士の弁論を直接支え…」た結果なのだとして述べている。その訴訟を進めたのが高木健一弁護士だと勝岡氏は述べている。さらに2018年の韓国大法院の判決で、朝鮮人の労働動員を「日本の不法な植民地支配や侵略戦争の遂行に直結した日本企業の反人道的不法行為」とした、その論理「統治不法論」を提起したのが和田春樹であり、前述の運動に参加し、2010年の「日韓知識人共同声明」でこの「統治不法論」を展開し、その論理によって2018年の韓国大法院の判決が行われたと勝岡氏は指摘しているのである。この指摘こそ、この問題の肝であろう。

元に戻るようだが、和田衛氏の「日本での徴用工裁判と韓国大法院判決」の「2、朝鮮人強制連行・強制労働訴訟の日本での裁判」で例示されている「③東京麻糸紡績朝鮮人女子勤労挺身隊訴訟」と「⑤三菱名古屋挺身隊訴訟」「⑦不二越二次訴訟」で取り扱われている「女子勤労挺身隊」は、西岡氏の「朝鮮人戦時労働の実態」の「動員数」に含まれるものであったのであろうか。国内では1944年8月に公布された女子挺身隊勤労令によって組織されたが、これは朝鮮には適用されなかった（これは無償のものとした）。したがってこれらは官斡旋によるものであろう。また西岡氏の「統計から見た戦時労働の実態」21ページに「動員労務者統計に含まれない朝鮮人の軍人・軍属が終戦時に内地に一一万二七一八人いた」とある。これは、1941年以降の軍による徴用、1938年からの軍人志願兵制、1944年に至って施行された徴兵制によるものなどであろうか。これらも広い意味で「動員」であったろう。この他にも学徒の動員もあったであろう。昭和10年代の朝鮮における「動員」がどのように行われたのか、その動員先が朝鮮半島内、日本、その他ときちんとハッキリさせる必要がある。女子挺身隊の問題は前述の所謂「従軍慰安婦」問題と絡んで、もう一つの日韓間の問題でもある。この問題についても西岡氏は『よくわかる慰安婦問題』（草思社、2007年）などの素晴らしい著書があり、「慰安婦」主張者と烈しくやり合っている。また朝鮮で志願兵制が施行された当初から、志願者数は採用者数に比べて極めて多数であり、徴兵制施行にも抵抗する運動は殆どなかったようである。このことと、敗戦後一挙にして独立・反日運動が勃興したことに見られる韓国人の心境も、今日の「反日」を考える上で重要であろう。

なお、この問題とどう関わるのか不明であるが、後に朝鮮総連にも繋がっている、戦後日本に留まっていた在日朝鮮人の問題にも眼を配る必要もあるのではなかろうか。GHQの支配下で、占領国民でもなく日本人でもない「第三人」と称された彼ら（残留者だけ

ではなく密入国したもの)は「占領国民と同様の待遇を与えるべきだという」主張もあり、戦後の混乱期に「連合国人(戦勝国民)」と自称して集団強盗、略奪、殴打暴行、破壊、占拠監禁などを日本各地で行って、日本人が殺害されたという事実があったことは確かであり、彼らが屢々ヤミ市を支配し、今日の暴力団とも深い関係を持ち、また駅前のパチンコ屋の多くが彼らの戦後活動成果のシンボルと考えられているのである。彼らの多くが朝鮮総連と関わったとしたら、この問題と無関係である訳はなく、であるとすれば、この問題についての北朝鮮の政策・主張も検討の対象としなければならないのではないだろうか。

西岡氏の「日韓条約での外交解決、韓国政府の補償、韓国での裁判」は、日韓条約・日韓請求権協定での外交的な解決、「最終的な」解決が行われて以後の動きとそれを覆す韓国大法院の判決に至る動きをよくまとめている。その最後を「誰が見ても過去の清算は終わっていた。それを盧武鉉政権も認めた。それをくつがえして現在のような日韓関係の悪化をつくり出した張本人は実は、和田春樹ら『反日日本人』たちだった」と結んでいるのは、印象的である。一体今和田氏等は事態をどう考えているのだろうか。

続く岡島実氏の「韓国大法院『徴用工』判決」で、岡島氏は、その前提になっている「不法統治ドグマ」(岡島氏は1993年の河野談話、2010年の「日韓知識人」の共同声明が少なからぬ影響を与えたと指摘している)は、日本の多くの学者から批判されており、韓国においても、李栄薫編著『反日種族主義』(文藝春秋、2019年)などによって否認されている。しかし、「不法統治ドグマ」による「同判決に基づく強制執行手続きの成否は未だ両国の重要な懸案事項となっており、その帰趨について予断を許さない状況である」と述べている。今この文章を書いている最中に、日本製鉄(旧新日鉄住金)による韓国裁判所の資産差押命令に対する抗告がすべて棄却された事が報じられている。事態は切迫している。本書の刊行は誠に時宜を得たものというべきであろう。

(一般財団法人産業遺産国民会議、2021年刊)